

船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 住宅施策を総合的かつ計画的に推進していくため、新たに策定する「船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画」(以下「住・高計画」という。)について、専門的かつ幅広い分野からの意見を反映させるため、「船橋市住生活基本計画・高齢者居住安定確保計画策定委員会」(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 住・高計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織及び任期)

第3条 策定委員会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表
- (3) 市民

2 委員の任期は、前条第1号の達成により終了する。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前項と同様とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に、委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会は、必要に応じ委員長が招集し、委員長が議長となり議事を整理する。

2 委員長は、必要があるときは策定委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(公務災害補償)

第6条 第3条第1項第1号から第3号委員の職務上生じた災害については、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年船橋市条例第33号)に準じて補償する。

(事務局)

第7条 策定委員会の事務局は、建設局建築部住宅政策課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。